主 文本件各控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人両名の連帯負担とする。

本件控訴の趣意は弁護人馬場東作・同高橋秋一郎・同福井忠孝が連名で差し出した控訴趣意書に記載されたとおりで、これに対する当裁判所の判断は以下に示すとおりである。

控訴趣意一の(イ)(「A」関係)について。

論旨は、テレビ映画「A」については、大蔵大臣が昭和三六年三月二四日にBとC株式会社との役務契約を許可しておきながら、昭和三六年度上半期以後外貨事情によりこれに必要なだけの外貨の割当をしなかつたため、これがシリーズ用の映画であつた関係上RKBおよびそのネツト局が窮境に陥り、Bの代理店としてその契約に当たつた被告人会社も苦境に立つたので、やむなく外貨割当額と本来送金すべき額との差額を送金したもので、この行為はいわゆる期待可能性を欠くものだというのである。

そこで、この事実関係をいま少しくわしく見てみると、右のテレビ映画「A」は 三七本から成るシリーズ用映画で、その放映権の賃借に関する契約は昭和三六年-月二〇日にBの代理店である被告人会社とC株式会社との間に締結され、その契約 によれば、この映画の放送は第一話納入後一年以内に行なうこととされ、RKBは 政府から一本につき七〇〇米ドル(以下単に「ドル」という。)、合計二五、九〇ドルの外貨の割当を受けて、そのうち二、三六一ドルは昭和三五年会計年度中 合計二五、九〇 に、残りの二三、五三九ドルは昭和三六年会計年度中に送金することとし、その送金事務は被告人会社にこれを行なわせることとなつていたのである。そして、この 役務に関する契約をすることについては、同年三月二四日付でRKBに対して大蔵 大臣の許可があり、昭和三五年度下半期分として一、四八二ドルの送金が認められたが、その後同期分の追加として三、二九〇ドル、三六年度上半期分として五、七二八ドルの送金が認められたに止まり、当初予定されたような送金ができず、同年 度下半期分としては、昭和三七年三月六日にRKBから許可条項変更の申請がなさ れ、一本の単価を三〇〇ドル(合計一一、一〇〇ドル)に減額するという許可条項 変更の申請がなされ、同月三〇日付で残金六〇〇ドルの送金が許可されたことが認 められる。このことと、その他一件記録に現われたところとを総合すると レビ映画については、当初予定されたような送金の許可がなく、送金しなければ映画フイルムを入手することができず、一方このテレビ映画はシリーズ用で続けて放 送しなければならなかつたため、RKBおよびそのネツト局としては苦境に立ち、 被告人会社としてもBに対する関係上送金が確保できなければその立場が非常に苦 しいばかりでなく、代理店契約を解除されるおそれもあつたので、これらの窮状を 打開するため被告人が原判示のように許可を受けずに送金し、ただ通関等の必要上 前記のように単価を減額した形をとつて許可条項を変更したという論旨の主張はこ れを肯認することができるのである。その意味で、被告人のしたことには、たしかにそれなりの理由があつたということはできる。しかしながら、その理由とは、要するにRKBなど国内放送局の苦境を救うことであり、またBの代理店としての被 告人会社の地位を守ることであった。もとよりそれらのことが被告人会社および被 告にとつて重要でない問題だというのではない。しかし、そのためにすぐ外国為替 に関する法令の禁止にそむいてよいかどうかはまたおのずから別の問題である。被告人会社としてはこの際法に従うことによつて有形無形の損失を受けることが考え られるけれども、それだからといつてそれを免れるために為替管理に関する法の禁 止を無視することが非難されずにすむものとは思われない。もともと外国為替管理 に関する法令は国民の経済的自由を制限する内容をもつもので、いきおい場合によ つてはその規制を受ける者に対し経済的犠牲をしていることもありうる性質のもの であるが、それにもかかわらず国は国家経済の必要から国民がその規制に従うこと を要求し、期待しているのである。いま本件についてこれをみると、なるほどRKBその他の国内放送局としてひとたび開始したシリーズもののテレビ映画の放映を中断することは種々の点で困ることであろうし、ことに被告人会社としては所定の 送金が行なわれなければBとの関係でその立場が非常に苦しくなるということは理 解できるところであり、その結果将来代理店たる地位を失うおそれを生ずるという ことも決してありえないとはいえないけれども、外国為替管理の重要性にかんがみ れば、もとよりこの程度の犠牲を避けるために法の禁止を破つてもよいとはいえな いし、また通常の国民に対してこの場合あえて法に従うことが期待できないとは思

われない。いわんや被告人は大学教育を受け社会の第一線で活躍する十分な能力を 備えていると認められるのであるから、為替管理に関する法令の重要性を理解し強 い義務感をもつてこれを遵守することは当然期待されてよいはずである。原判決の 判示する前記違反行為は、前記のような事情があつたにしても、結局は被告人の法 の遵守に対する義務感が薄かつたことに基因するものと認むべきで、その義務感は 右に述べたように被告人に対しては十分期待することができたと判断されるのであるから、期待可能性を欠き責任を阻却する行為だということはできない。また、そ ればかりでなく、被告人会社およびRKBがこのような事態に追い込まれるに至つた事情をさらに検討してみると、RKBとしては自分だけの使用しうる外貨は年間を通じても八、〇〇〇ドル程度にすぎないが、同じ映画を放送するいわゆるネット 局を増加してそこから外貨割当が提供されることを予期し、かつ昭和三六年中には 自由化して外貨がかなり自由に使用できるようになるだろうという思わくもあつて この映画の放映権を賃借することとしたのであるが、大蔵省としては、外貨の割当 の多い東京・大阪の放送局が参加しなくなり、さし当たつてはRKBのほかD・Eだけで、年間の割当を全部合算しても二四、〇〇〇ドルしかないため、契約が不履 行となることをおそれてなかなか許可しなかつたところ、RKBの東京支社長と被 告人会社の社長である被告人との連名で万一ネツト局が増加せずそのため予定どお りの決済ができない場合にはRKBとBとの間で話し合い、支払期限を延長するな どの方法で決済面での問題が起こらないようにするからと誓約する趣旨の書面を差 し入れたので、大蔵省も結局これを許可したこと、そして、予定どおりの送金ができなくなつたのは、その後参加放送局はふえたけれども各局に予想したほどの外貨割当の余裕がなかつたためで、別段大蔵省のほうで外貨の割当自体を減らしたためではないことが認められる。としてみると、この場合被告人をして原判決のような行為に出るに至らせた事態が生ずるについては、被告人にも決して責任がないわける。 ではなく、むしろ慎重な判断を欠いたため見通しを誤つたことがその主たる原因を なしているといわざるをえないのであつて、そのことについて他を責めることはで きないのである。したがつて、この点からみても被告人の所為が期待可能性を欠く という主張は採用することができない。また前記のように事後に許可条項の変更が なされたことをもつて過去における被告人の無許可送金を大蔵省が暗黙のうちに承認したことになるといえないこともいうまでもない。論旨は理由がないといわざる をえない。

同一の(ロ)(「F」関係)について。 論旨は、テレビ映画「F」は三九本のシリーズ用のものであり、その単価は一本五〇ドルであるのに、大蔵大臣はその役務契約の許可にあたつて外貨事情から三箇月ごとに三、二五〇ドルの送金割当しか認めず、最後に九、七五〇ドルを送金ることを認めたのであるが、放送局である株式会社Gが所定の映画フイルムを入し放送を中断することなく継続するためには、三箇月ごとに六、五〇〇ドル(一三本分)を送金しなければならなかつたため、被告人会社がやむをえずその差額を出たもので、この行為もいわゆる期待可能性を欠くと同時に、大蔵省はこのような無許可の外貨送金をすることを黙認していたものだというのである。

同二について。

論旨は、原判示第一の別表9・10の所為は、当時被告人会社が代理店をしていたI社およびJ社に対し中国人または米国人らの第三国人を幹部とする同業の日本法人が日本における代理権を奪おらとしてテレビ映画「K」および「L」の米ドルによる賃貸を申し出で、被告人会社としてはその代理権を奪われる重大な危難に臨んだので、これを避けるためやむをえずしたものであるから、緊急避難に該当する、というのである。

しかしながら、たとえそのような事情があつたにせよ、為替管理に関する法令を 遵守すべき義務は重大なのであつて、被告人会社が前記の二つの会社の代理店の地 位を失うことを避けるためにはそれに違反してよいというものではない。いわゆる 法益権衡の原則からみて、その行為が違法性を欠くとはいえないのである。また、 この場合被告人会社の置かれた立場に同情すべきものがあることは窺えるにして も、しかしそのために被告人の責任を阻却するとまではもちろん考えられない。そ れゆえ、この点の論旨も理由がない。

同四について。

論旨は、原判示第二の七五〇万円は国内各放送局が外国テレビ映画の再放映権の 賃借料金とその日本語版製作料とをMに対し円貨で支払つたものの一部で、被告人 会社がMのためこれを保管していたにすぎず、原判示第二の行為はMのNの命によ つてその保管をMに代つて受け取るために設立された〇株式会社に移しただけのこ とであるから、外国貿易管理法第二七条第一項第三号にいう「非居住者のためにす る居住者に対する支払」をしたのは国内放送局であり、「当該支払の受領」をした のは〇株式会社なのであつて、被告人の行為は同号には該当しない、というのであ

以上の次第で、論旨はいずれもその理由がないから、刑事訴訟法第三九六条によって本件控訴を棄却することとし、当審における訴訟費用の負担につき同法第一八一条第一項本文を適用して、主文のとおり判決する。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 新関勝芳 判事 中野次雄 判事 伊東正七郎)